

5年 組 番

6年 組 番

名前

見方・考え方	内容	番号	項目	家庭科の学習			5年生 4月			5年生 3月			6年生 月			6年生 3月							
				はい	いいえ	家でよくしている	はい	いいえ	家でよくしている	はい	いいえ	家でよくしている	はい	いいえ	家でよくしている								
健康・快適・安全	B 衣食住の生活	27	(4)ア(ア)	季節に応じた着方、運動や作業などの活動をしやすい着方についてわかる。																			
		28	(4)ア(イ)	ボタンつけができる。																			
		29	(4)ア(イ)	手洗いの洗たくができる。																			
		30	(4)イ	衣服の快適な着方や手入れのしかたを工夫することができる。																			
		31	(5)ア(ア)	生活を便利にしたり楽しい雰囲気にしたりする物の製作計画を立てることができる。																			
		32	(5)ア(イ)	針と糸を使ってかんたんな手ぬいができる。																			
		33	(5)ア(イ)	安全に気をつけたミシンの使い方がわかり、ぬうことができる。																			
		34	(5)ア(イ)	目的に応じて手ぬいやミシンぬいをすることができる。																			
		35	(5)ア(イ)	針やはさみ、アイロンなどを正しく安全に使うことができる。																			
		36	(5)イ	生活に役立つ物(手さげ袋・ナップザックなど)を工夫してつくることができる。																			
		37	(6)ア(ア)	季節に合わせた快適な住まい方がわかる。																			
		38	(6)ア(ア)	生活に適した音や部屋の明るさがあることがわかる。																			
生活文化の継承・創造	B 衣食住の生活	39	(6)ア(イ)	整理・整とんのしかたを工夫して、身の回りの物を使いやすくできる。																			
		40	(6)ア(イ)	よごれに合ったそうじを工夫してできる。																			
		41	(6)イ	季節に合わせた住まい方ができているか見直して、工夫することができる。																			
		42	(6)イ	自分の家の整理・整とんやそうじのしかたを見直して、工夫することができる。																			
		持続可能な社会の構築	C 消費生活・環境	43	(1)ア(ア)	物やお金の大切さがわかる。																	
				44	(1)ア(ア)	お金の計画的な使い方がわかる。																	
				45	(1)ア(イ)	目的に合った品質のよい物を選んで買うために、情報を集めて整理することができる。																	
				46	(1)イ	値段や品質・分量などの情報を確認し、工夫して買い物ができる。																	
				47	(2)ア	ごみを少なくする工夫をし、分別してごみを出すことができる。																	
				48	(2)ア	物を「長く大切に活用する」「むだなく使い切る」「再利用する」ことがわかる。																	
				49	(2)ア	不用になった物を生かす工夫を考え、エコな生活に取り組むことができる。																	
				50	(2)イ	環境とのかかわりを考え、よりよい生活を工夫することができる。																	
51																							
52																							

卒業まででできるようになりたいこと

6年生 1学期

.....

.....

.....

.....

.....

6年生でできるようになったこと

6年生 3月

.....

.....

.....

.....

.....

ゆめ・ふれ愛 成長確認シート

【滋賀県版】

あなたの行動が社会を変える!

消費者市民社会とは?

「消費者が、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」

(消費者教育推進法第2条第2項)

消費者一人ひとりが、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味しています。

消費者トラブルにあったら

消費生活センターに相談することも、自分自身のトラブル解決だけでなく、周りの人々の更なるトラブル防止にもつながります。

「エシカル消費」も消費者市民!

エシカル消費とは

人や社会、地域、地球環境などを考えて、モノやサービスを選択する消費(買う、使う、利用する)行動のことです。

「すでに取り組んでいる!」という行動もあるかも!

- 住んでいる地域で作られたモノを消費する(地産地消)
- 環境に負荷の少ない商品を選ぶ(グリーン購入)
- エコバッグ、マイボトル、マイはしを利用する
- 過剰包装は断る
- 必要なものを必要な量だけ買う など

もっと知りたい! エシカル消費

エシカル消費の具体的な取組をはじめ、滋賀県の独自の取組や特産物などを記載した冊子を右記二次元コード先の滋賀県HPIにて紹介しています。



「おかしいな」「困ったな」と思ったら、消費生活センターへご相談ください!

○消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

・お近くの消費生活相談窓口につながります。

○滋賀県消費生活センター ☎0749-23-0999

・インターネットでも相談できます。 [インターネット相談はこちら](#)



令和6年3月発行



ゆめ・ふれ愛 成長確認シート

【滋賀県版】

名前

年・組	5年 組	6年 組	1年 組	2年 組	3年 組
番号					